



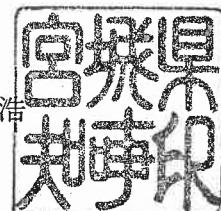
環対第288号
令和3年9月7日

ティーダ・パワー110合同会社

代表社員 カナディアン・ソーラー・ネザーランズ・コーポラティブ・ユーエー

職務執行者 殿

宮城県知事 村井嘉浩



(仮称) C S 宮城加美町太陽光発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見について（通知）

「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」
第14条第3項の規定によることについては、別紙のとおりです。

――担当――

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 渡邊

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) C S 宮城加美町太陽光発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、加美郡加美町において、最大で総出力 49,990kW 程度（単機出力 650W、太陽電池発電機数 123,500 枚程度）の太陽電池発電施設を設置するものである。

太陽電池発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかし、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、地域を代表する自然景観資源かつ学術上重要な地形である薬葉山が含まれる他、災害リスクの高い地域である土石流危険渓流が存在する。このことから、事業の実施による周辺の自然環境や生活環境などに対する影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的な事項

（1）対象事業実施区域の設定

想定区域の絞り込みに当たっては、太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）及び植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガスの排出などを踏まえ、それらの環境負荷の低減に最大限配慮すること。

（2）累積的な影響

本事業との累積的な環境影響が懸念される他事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備等の配置等を検討すること。

（3）事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じて事業区域の見直し等を検討すること。

（4）地域住民等への積極的な情報提供

想定区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、十分に理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

（1）騒音、振動による影響

想定区域周辺に住居が近接することから、事業の実施に伴う騒音及び振動による生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、複数の池や河川及び沢筋が存在することから、事業の実施による水環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 地形及び地質に対する影響

イ 想定区域及びその周辺には、日本の典型地形である火山岩頸「薬萊山」が含まれる。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることから、事業の実施による影響を調査、予測及び評価し、重大な影響を回避又は低減できない場合は、想定区域から除外すること。

ロ 想定区域及びその周辺に存在する、砂防指定地の上流域や土石流危険渓流及び地すべり地形等について、事業の実施による影響を調査、予測及び評価すること。

(4) 動物に対する影響

地表性及び地上性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅による轢死及びフェンスの設置による生息域の分断等の影響に配慮すること。

(5) 植物に対する影響

想定区域及びその周辺には、ススキ群団及び草地が存在し、稀少種が生育する可能性があるため、事業の実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(6) 景観に対する影響

イ 眺望点に主要な市街地や集落を追加すること。また、想定区域には、地域を代表する重要な自然景観資源である薬萊山が含まれることから、事業の実施による深刻な景観的影響が想定される。このことから、主要な眺望点だけでなく、薬萊山の風景がよく撮影される場所について、主要な眺望方向を含めた調査地点を設定し、太陽電池発電設備等の配置等が景観阻害とならないよう適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 想定区域に隣接する薬萊山山頂は、眺望点として高い潜在的価値を持つことから、事業の実施による影響について、関係者等から将来的な眺望の変化も含めた情報収集に努めうえで、適切に調査、予測及び評価すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

イ 想定区域及びその周辺における、ジャパンエコトラックやくらい周遊ルートや薬萊山の登山道等に対する工事用資材等の搬出入や施設の稼働等による影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 想定区域に隣接する薬萊山山頂は、薬萊神社奥宮や登山道が存在することから、これら

の人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況について、関係者等から情報収集に努め、事業の実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(8) 温室効果ガスの削減に向けた検討

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業の実施による削減量を算出し、評価すること。

(9) 放射線の量による影響

事業の実施に伴い新たなホットスポットの形成の可能性があることから、土地の改変状況に応じて、放射性物質の飛散・流出等による影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

(10) その他

想定区域及びその周辺には、薬萊山No.32遺跡等、複数の埋蔵文化財包蔵地が点在している。事業の実施に当たり、当該埋蔵文化財包蔵地の土地の形質の変更は、可能な限り回避する計画とし、関係機関と協議の上、調査等を実施すること。